



発行 東京都

目次

告示

- 街並み景観協議会の変更……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…

告示

●東京都告示第千五百二十三号

東京のしやれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会（以下「協議会」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 街並み景観ガイドラインの名称
- 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区  
 中央区日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目及び日本橋本町二丁目各地方内（別図のとおり）

約六・〇ヘクタール

三 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント  
 代表理事 上田 隆康

中央区日本橋室町三丁目三番九号

四 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称

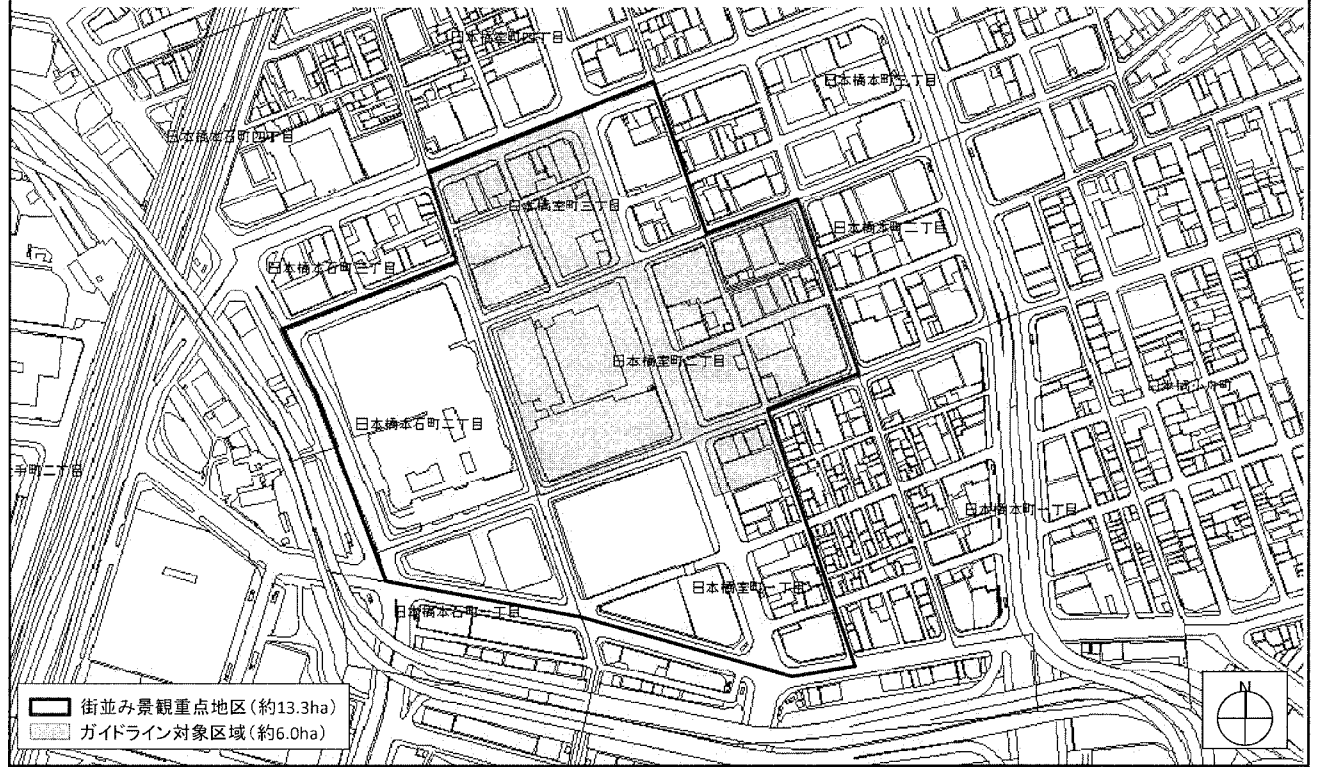
株式会社日本設計

五 街並み景観ガイドラインの閲覧場所

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント内

別図

街並み景観重点地区  
日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区



●東京都告示第千五百二十四号  
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十年十一月十六日 午前十一時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 日本中央不動産レジデンシャル株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 加藤 研也

(三) 主たる事務所の所在地 武蔵野市中町一丁目二十三番一七〇三号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六四一三号

(五) 免許年月日 平成二十六年三月二十日

●東京都告示第千五百二十五号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十一月七日

東京都多摩建築指導事務所長  
 金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

平成三十年十月十五日

東大和市清原一丁目一番、千二百番五十、千二百十三番一から同番五まで、千二百二十一番一から同番三まで、同番八、同番九、千二百二十三番二、千二百三十六番二、千二百七十番四から同番七まで、千四百七番二、同番三、清原二丁目一番、同番二から同番五まで、千二百十三番三、千二百二十一番四から同番七まで、千二百六十八番四、千二百七十四番四、千二百八十二番五、千二百八十四番六、千二百九十三番二、千二百八十八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、同番十、同番十一、二千百六番五、二千百十五番二、二千百十八番四、清原三丁目一番、同番二から同番六まで、千三百七十番十一、同番十二、千四百七番一、同番四、千四百十一番二、清原四丁目一番、同番二から同番十二まで、二番一から同番三まで、四番十七及び千三百七十番八から同番十まで並びに東村山市富士見町二丁目三番二十五、同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001